

「会社の処分・評価は不当」と判決！ 不当労働行為を認定！ 組合の全面勝利！

社会科講師の竹安さん（組合前副委員長）への処分はすべて何の根拠も無い、と以下のように神戸地裁が認定しました。

「かねてから原告竹安の組合活動を敵視し、嫌悪していた被告らの経営陣が、偽装請負問題を契機とし、原告竹安を不利益に取り扱うことにより、被告らの意に添わない組合活動をすれば、多大の経済的な打撃を受けることを言外に示し、従業員が原告組合に加入したり、原告組合の活動に協力するような事態を抑制し、原告組合の弱体化を図ろうとして行った不当労働行為であると推認するのが相当である」

私たちは日能研で長く仕事が安心してできることを願っています。そのためにはさまざまな労働条件の改善が必要で、現在次のような項目に関して会社と交渉中です。

1、 病欠時の有休充当を認めること。

現在は前日までに申請することになっていますが、前日体調が悪い場合、当日は不可能ということもあり、前日に申請せざるをえませんが、1日休むと体調も回復して、

出勤できるというケースも少なくありません。このケースでは会社に逆に損害が出ることにもなり、現在の前日申請は合理性を欠いています。

2、 台風による休講時は授業が行われたとして、支給すること。

台風による休講は、講師にとっては指定された時間を空けて準備しているものであり、当然支払いがなされるべきものです。現在のように日能研が台風を利用して潤う状態は労使関係の友好的発展という観点から見て好ましくありません。

3、 5月の連休、ならびにお盆休み期間に、有休の補償を行うこと。

現在有給休暇は消化率が非常に低い状態にあります。これは担当クラスがあるために責任があり、休むわけにはいかないからです。しかし、有給休暇は速やかに消化されるべきものであり、消化率を上げるために5月と8月の連休に1日でも2日でも有休の補償があれば、講師にとって収入も確保され、やる気もさらに大きくなるというものであり、会社にとってもひいてはいい結果をもたらすと考えられます。

4、 契約更改時の交通費をきちんと支給すること

契約更改の交渉は、業務と考えていますので、交通費の支給をお願いします。

5、 学生アルバイトの時間給を上げること

学生アルバイトは時間給が低いので困っています。非常に有能な人たちでありますから、その労に報いるように、時間給の引き上げをお願いします。

6、 契約更改時の評価は前もって示すこと

現在契約更改時の評価は当日示されていますが、講師はいきなり示されても、問題の整理ができず、一方的に会社側のお話を聞くことになり、判をついても、心にわだかまりが残る状態が続いています。よき労使関係を作るためにぜひ1週間程度前に示してください。

7、 団体交渉に小松原社長が出席すること

8、 団体交渉は会社内で行うこと

9、 T C S 関係の団体交渉は10時からではなく、講師の勤務にあわせた妥当な時間を設定すること。

10、 正社員になった場合の労働条件を提示すること

3年後問題で、正社員を希望した場合、今と同じような教務の仕事に就けるのか、収入はどうなるのか、勤務時間はどうかとさまざまな不安を抱えています。早急にこれらの条件を提示していただきたい。

11、 講師の定年を延長すること

現在講師の定年は60歳とされていますが、その後の生活設計もありますから、ぜひ延長を実現していただきたい。

12、 日能研労働組合に会社の電話、ファックスの使用を認めること。

労働組合と会社は当然友好的な関係であって初めて、講師に活気生まれるものです。組合のビラ等を速やかに伝えられるようにしていただきたい。

13、竹安副委員長のコマ数減による収入減少を補填すること

この間の竹安副委員長への取り扱いは不当労働行為であり、速やかに逸失利益を復元されたい。

日能研労働組合

連絡先 info@nichinouken-union.com